

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00266296

2024年5月21日

発信課	子育て支援部こども育成課
担当者	佐藤
連絡先	電 話 2 5 - 9 1 0 6
	F A X
	E-mail kodomoikusei@city.asahikawa.hokkaido.jp

分 類	イベント・行事 [] 募集 [○] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 []
日 程	令和6年6月3日 ~ 令和7年3月31日
発表項目 (行事名)	「旭川市こども誰でも通園制度（試行的事業）」の利用者募集
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	保護者の就労状況などを問わず、保育所等を月10時間まで利用できる「旭川市こども誰でも通園制度（試行的事業）」の利用者を募集します。 ○対象者： 旭川市に住民票を持つ0歳6か月～2歳のふだん保育所などに通っていない子ども ○実施施設（4か所）： 隣保会乳児保育所（本町2），わんぱく保育園分園にこにこ園（2条通11），西神楽宮前こども園（西神楽南1-1），藤原さんち保育園（緑が丘東3-1） ○実施期間： 6月3日（月）から事前面談・事前登録を開始（要電話予約） 6月17日（月）から預かり事業を実施 令和7年3月31日 試行的事業終了 ○利用料金：子ども1人1時間あたり300円 ○利用方法：「定期通園」または「自由通園」 ○利用の流れ： ①事前面談予約の電話（5月21日から予約受付可能）＞②事前面談・事前登録申請＞③認定通知書の到着・施設との利用日の調整＞④利用当日に通園
添付資料	有 ☒ 無 ☐
報道（取材）に当たってのお願い	
備 考	事業概要は、添付したチラシのほか、ホームページ（ https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/232/233/d079615.html ）を参照してください。

こども誰でも通園制度

利用者募集のご案内

(試行的事業)



「こども同士で遊ばせたい」「保育士に相談をしたい」
「こどもを預けてリフレッシュしたい」
「用事があるので、預かってほしい」 ときにご利用ください

※保護者の就労状況は問いません

対象者

0歳6か月～2歳のこども (①と②両方に該当)

- ① 旭川市民であること
- ② 現在、保育所等に通っていないこと

利用時間

こども1人につき月10時間まで

- ① 定期通園・・・毎週又は隔週の決まった時間に通園
- ② 自由通園・・・午前8時から午後6時までの希望する時間

利用料金

1時間 300円

- ※ ほかに必要に応じた実費負担がかかる場合があります。
- ※ 低所得世帯などには利用料の減免があります。(要申請)

申込方法

- ① 利用希望施設に電話をしてください(事前面談の予約)
- ② 実施施設で制度説明を受けて、事前登録をします

申込期間

令和6年6月3日(月)～

実施施設(4か所)

定員：各施設1日当たり 3名

旭川隣保会乳児保育所

本町2丁目

☎ 51-2526

わんぱく保育園

分園にこここ園

2条通11丁目

☎ 21-8880

藤原さんち保育園

緑が丘東3-1

☎ 76-5301

西神楽宮前こども園

西神楽南1-1

☎ 76-4327

詳細はコチラ▼
旭川市HP



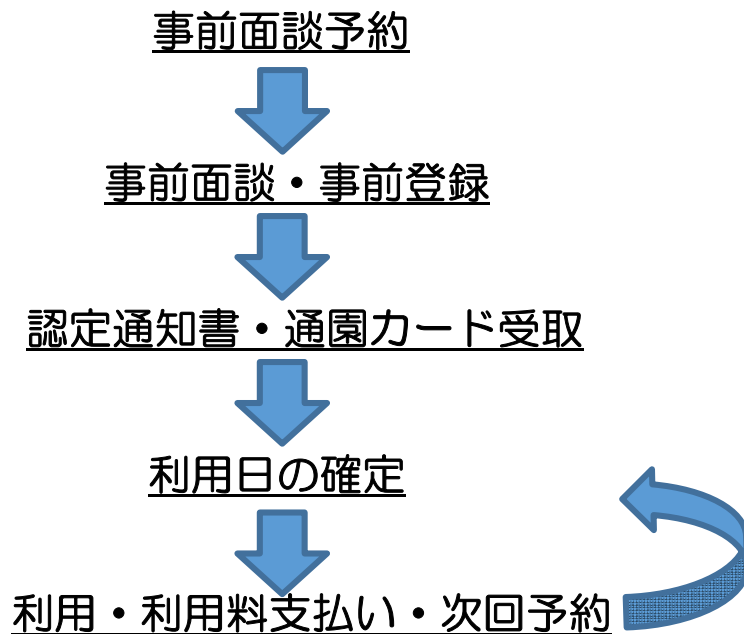
旭川市 こども誰でも

検索

実施期間

令和6年6月17日(月)から
令和7年3月31日(月)まで

利用の流れ



利用に当たっての注意事項

- 試行的事業（モデル事業）のため、アンケートなどの協力をお願いする場合があります
- 当日キャンセルの場合は、利用料金を支払っていただく場合があります
- 施設における面談において、集団保育が著しく困難であると判断された場合、利用ができない場合があります
- その他申込書記載の同意事項をご確認のうえ、利用してください

